

令和 4 事業年度

事業報告書

独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園

1	法人の長によるメッセージ	1
2	法人の目的、業務内容	3
	(1) 法人の目的	
	(2) 業務内容	
3	政策体系における法人の位置づけ及び役割	4
4	中期目標	4
	(1) 概要	
	(2) 一定の事業等のまとまりごとの目標	
5	法人の長の理念や運営上の方針・戦略等	5
6	中期計画及び年度計画	6
7	持続的に適正なサービスを提供するための源泉	11
	(1) ガバナンスの状況	
	(2) 役員等の状況	
	(3) 職員の状況	
	(4) 重要な施設等の整備等の状況	
	(5) 純資産の状況	
	(6) 財源の状況	
	(7) 社会及び環境への配慮等の状況	
	(8) その他の源泉の状況	
8	業務運営上の課題・リスク及びその対策	16
	(1) リスク管理の状況	
	(2) 業務運営上の課題・リスク及びその対応策の状況	
9	業務の適正な評価の前提情報	16
	(1) 自立支援のための取組	
	(2) 調査・研究	
	(3) 養成・研修	
	(4) 援助・助言	
	(5) その他の業務	
10	業務の成果と使用した資源との対比	25
	(1) 自己評価	
	(2) 当中期目標期間における主務大臣による過年度の総合評価の状況	
11	予算と決算との対比	26
12	財務諸表	27
	(1) 貸借対照表	
	(2) 行政コスト計算	
	(3) 損益計算書	
	(4) 純資産変動計算書	
	(5) キャッシュ・フロー計算書	

1 3	財務状態及び運営状況の法人の長による説明情報	2 9
(1)	貸借対照表	
(2)	行政コスト計算書	
(3)	損益計算書	
(4)	純資産変動計算書	
(5)	キャッシュ・フロー計算書	
1 4	内部統制の運用に関する情報	3 0
1 5	法人の基本情報	3 1
(1)	沿革	
(2)	設立にかかる根拠法	
(3)	主務大臣	
(4)	組織図	
(5)	事務所の所在地	
(6)	主要な特定関連会社、関連会社及び関連公益法人の状況	
(7)	主要な財務データの経年比較	
(8)	翌事業年度の予算、収支計画及び資金計画	
1 6	参考情報	3 4
(1)	要約した財務諸表の科目の説明	
(2)	その他公表資料等との関係の説明	

1 法人の長によるメッセージ

独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園は、重度の知的障害者に対する自立のための先導的かつ総合的な支援の提供、知的障害者の支援に関する調査及び研究等を行うことにより、知的障害者の福祉の向上を図ることを目的として、平成 15 年 10 月 1 日に設立された中期目標管理法人です。中期目標期間は 5 年間とされ、令和 4 年度は、第 4 期中期目標期間の後半となる 5 年目に当たりますが、一昨年度、昨年度に引き続き新型コロナウイルス感染防止対策が大きな課題となった 1 年でした。令和 4 年 2 月をピークとする第 6 波の余波を受ける形で、令和 4 年度は始まりました。この第 6 波は感染力の強いオミクロン株で広がったため、それ以前とは異なる規模での感染拡大が国内で起きました。さらに夏からは第 7 波が始まりました。専門家によるとオミクロン株は、持病がない若い世代を中心に軽症で済む人が多くなったこと、ワクチン接種が進んだ事により、重症化リスクは減少しながらも感染力は増したとのことです。

のぞみの園においては、感染力の強いオミクロン株の影響により、5 月 17 日に利用者の感染が発生し、その後一週間以内に同じグループホームの他の利用者 4 名支援者 3 名に感染拡大する最初のクラスターが発生しました。そのため群馬県の定める警戒レベルが、5 月 28 日に 4 段階の内の「2」から「1」に下がったものの、のぞみの園では警戒レベルを下げずに「2」の対応のまま感染症対策を続けることとしました。また感染力の強さを見越して、7 月 25 日に理事長を長とするコロナ BCP 対策会議を立ち上げ、感染拡大の可能性に備え、さらなるクラスターが生じてても事業が継続されるよう、のぞみの園全体で他部署からの応援職員が対応し、事に当たれる体制を整えました。その後、残念ながらクラスターは、7 月下旬、11 月中旬、1 月中旬に発生し、令和 4 年度には、合わせて 4 件となりました。

令和 4 年度は結果としてコロナ対応の感染症対策委員会は、13 回、コロナ感染症 BCP 対策本部は 29 回開催しました。コロナ感染状況は、利用者 81 名、職員 108 名（委託事業者除く）でした。

上記状況により、のぞみの園では、人と人との接触を前提にした事業：ボランティアの受け入れ、短期入所、日中一時、保護者面談等については中止、または縮小いたしました。

こうした中、中期目標に掲げられた「自立支援」「調査・研究」「養成・研修」「援助・助言」「その他の業務」並びに「業務運営の効率化」への取り組み状況ですが、まず、自立支援では、地域移行を推進しつつ、高齢の入所利用者に対する専門性の高い支援を実践するとともに、著しい行動障害を有する者等を有期で受け入れ、地域や他施設での安定した生活をめざして支援を行いました。

地域移行については、移行者を生み出すことは出来ませんでした。年度明けの令和 5 年の 4 月に入って開設した日中サービス支援型グループホームにおいて移行が整うように、独立行政法人化以前から入所されている利用者の方々には、日中体験を経て移行への準備を進めていました。コロナ禍によるクラスター発生の間を縫いながら地域生活体験は 197 日、宿泊体験は実員 8 人累計 23 日、日中体験は 174 日行いました。さらには 4 月開設の日中サービス支援型グループホームのぞみへの移行がスムーズに行えるように旧法人施設利用者の全ての保護者に向けて、グループホームのぞみを案内するパンフレットを配布し理解を求めました。加えて保護者宅を訪問しての説明は累計 4 件、保護者来園時説明は累計 8 件も実施しました。

高齢入所利用者に対する専門性の高い支援では、職員研修会「救急蘇生の ABC」「AED の使用方法」「喉詰り・誤嚥時の対応について」を隔月で実施しました。

支援に関わる実践事例の精査・検討の開催では、4 つの班を立ち上げました。具体的には 1. 高齢者支援【職員のメンタルケア】2. 医療ケア【支援者の体作り】3. 機能低下【食形態の変化の考察】4. 認知症研究【BPSD ケアプログラムの実施】を研究し報告書に取りまとめ発表しました。

また昨年度立ち上げたターミナルケアプロジェクトチームを 9 回開催し、マニュアルと各地の実践

事例集、看取り動画の作成を行いました。

行動障害を有する者等の受け入れについては、20 名を計画していましたが、コロナ禍によりクラスターも発生したため、昨年度にもまして面接調査等を予定どおり実施することが困難となったこともあり、12 名の受け入れに止まりました。一方、前年度 8 名に回復した強度行動障害の支援に先駆的に取り組んでいる社会福祉法人での職員の現任研修については、24 名を派遣できました。さらに北摂杉の子会の堀内桂氏をコンサルタントとして迎え入れ、8 月、11 月を除く毎月、のぞみの園においての現地指導を頂きました。

調査・研究では、厚生労働科学研究を得て「強度行動障害者支援のための指導的人材養成プログラムの開発および地域支援体制の構築のための研究」3 カ年事業の初年が始まりました。また社会福祉推進事業による「地域生活定着支援センターにおけるフォローアップ業務の適正化に関する調査研究」や障害者総合福祉推進事業による「サービス管理責任者および児童発達支援管理責任者の業務実態及び制度改定後の養成研修の実態に関する調査研究」さらには明治安田こころの健康財団の助成を得て、「高齢期の発達障害者を地域でより効果的・効率的に支援するための体制作り」に取り組みました。また法人内研究としては 12 のテーマを設定し研究に取り組みました。テーマ等の設定に当たっては、障害福祉施策の推進に資するとともに支援の実践につながるものとなるよう努めました。更に、2 年目となる東アジア・アセアン経済研究センターから委託を受けての「東南アジアにおける発達障害に対する保健医療政策の実態把握と改善に関する研究」に取り組みました。

養成・研修では、「障害者の福祉的就労・日中活動サービス」、「高齢期知的障害者支援のための意見交換会」「知的発達障害者に関わる看護師向け」をテーマとしたセミナーをオンデマンドやライブ配信したほか、強度行動障害支援者養成研修の指導者を対象とした研修、知的障害のある犯罪行為者への支援を学ぶ研修など合計 13 回の研修をライブで配信しました。

援助・助言では、障害者支援施設を始めとする福祉関係機関や自治体からの相談、問合せは、目標の 350 件を上回る 541 件となりました。そのうち講師派遣については、オンラインでの講演会、研修会が定着したこともあり目標の 130 件を上回る 147 件でした。内容としては、「行動障害を有する者の支援に関すること」、「障害者総合支援法の制度等（意思決定支援、権利擁護など）に関すること」、「矯正施設を退所した知的障害者の支援に関すること」が多くを占めました。

その他の業務のうち、発達障害児者の支援では、国立障害者リハビリテーションセンターとの協定に基づき調査・研究や養成、研修の分野で職員の相互派遣による連携協力を継続したほか、児童発達支援、保育所等訪問支援、放課後等デイサービスの安定的な運営に努めるとともに、児童福祉サービスにおける Vineland-II の導入効果について調査を昨年度に引き続き行いました。

また国立特別支援教育総合研究所と連携し「強度行動障害支援者養成研修（指導者研修）、特別支援教育専門研修」への講師派遣を行いました。

業務運営においては、リスク回避・軽減への取り組みとして、メンタルヘルスの取り組みを研修会の開催により取り組むと共にハラスメント対策としてハラスメント相談員の研修を行いました。また災害等非常事態時における支援体制の整備として災害時における事業継続計画（BCP）策定を行い、福祉避難所開設マニュアルの策定に向けて高崎市と調整を図りました。

以上が令和 4 年度における主な取組ですが、新年度（5 年度）においてはコロナ禍の影響は収まり 5 月時点での感染者はゼロとなっています。政府のコロナ感染症の対応方針においては、令和 5 年の 3 月 13 日にマスク着用が個人の判断となり、年度替わりの 5 月 8 日にはコロナを感染症分類の 5 類に位置づける事となりました。しかしながら新型コロナウイルスはいまだ変異を繰り返し感染を広げています。現在も第 8 波として続いておりますので、感染力が強い新たな変異ウイルスの出現や感染拡

大には、十分に留意し備える必要があります。のぞみの園においては高齢者や基礎疾患のある方が多くおられるため引き続き従来の感染症対策を継続していきます。そのような状況ではありますが、引き続き「支援の質の向上や地域での実践」及び「支援の向上につながる調査研究・情報発信」並びに「業務運営の効率化による収支改善」に注力し、障害福祉の推進に貢献してまいりたいと考えております。

令和 5 年 6 月

独立行政法人

国立重度知的障害者総合施設のぞみの園

理事長 田中 正博



2 法人の目的、業務内容

(1) 法人の目的（のぞみの園法 第3条）

のぞみの園は、重度の知的障害者に対する自立のための先導的かつ総合的な支援の提供、知的障害者の支援に関する調査及び研究等を行うことにより、知的障害者の福祉の向上を図ることを目的としています。

(2) 業務内容

のぞみの園は、のぞみの園法第3条の目的を達成するため以下の業務を行います。

- ア 重度の知的障害者に対する自立のための総合施設の設置・運営
- イ 知的障害者の自立と社会参加に関する調査、研究及び情報提供
- ウ 知的障害者の支援業務に従事する者の養成及び研修
- エ 障害者支援施設の求めに応じた援助及び助言
- オ ア～エに掲げる業務に附随する業務

（診療部、グループホーム、地域相談支援センター、児童発達支援センターの設置・運営など）

3 政策体系における法人の位置づけ及び役割（ミッション）

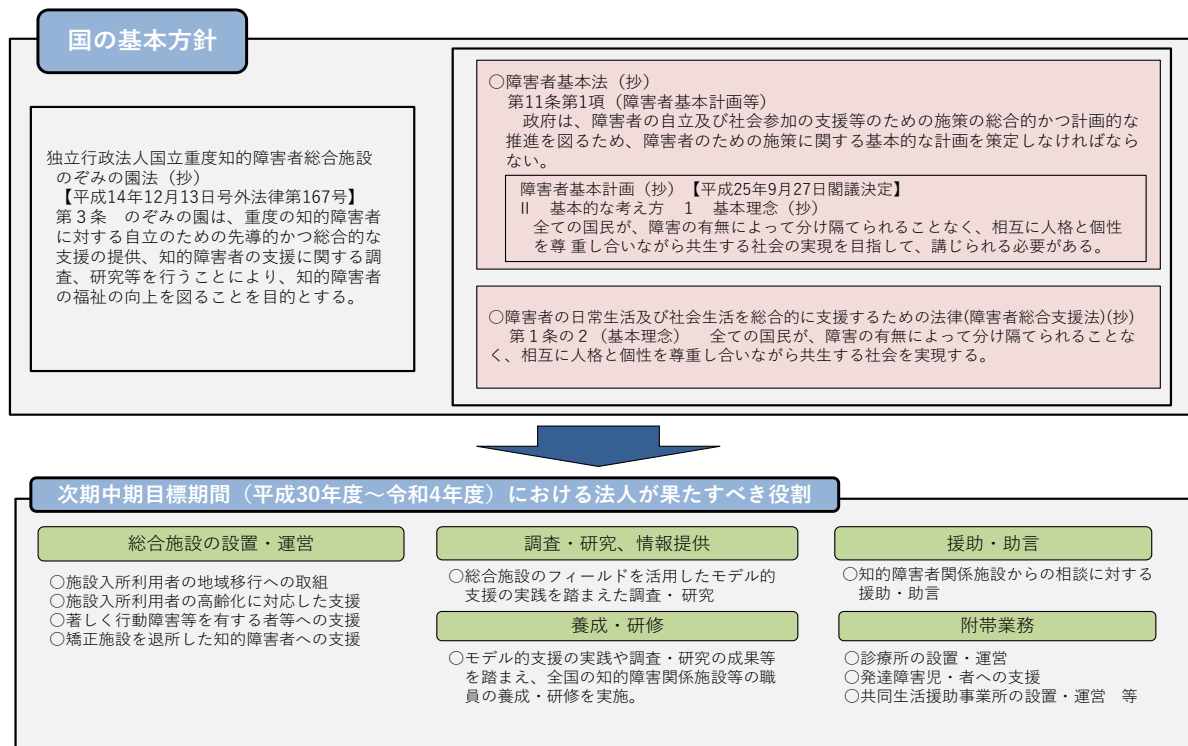
我が国の障害児・者を取り巻く現状をみると、障害者の地域移行や一般就労への移行が進む中、障害者が望む地域生活の実現、障害者の高齢化に対応した支援の在り方、障害児に対する専門的で多様な支援の確立など、国として取り組むべき喫緊の課題が山積しています。さらに、今後、全国の障害者支援施設においては、高齢化・障害の重度化が進み、行動障害等が激しくなったり、医療的ケアが日常的に必要となったりすることにより、生活を継続することが困難となる者の増加が見込まれるものの、こうした課題に対応するノウハウが乏しく、その対策が喫緊の課題となっています。

令和4年には、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123

号。以下「障害者総合支援法」という。)が改正されたところであり、障害者等の地域生活や就労の支援の強化等により、障害者等が希望する生活を実現するため、障害者等の地域生活の支援体制の強化、多様な就労ニーズに対する支援等の推進、精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備、難病患者等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化、障害福祉サービス等のデータベースなどへの対応を進めるため、より一層のきめ細かな支援が求められています。

こうした状況の中、のぞみの園では、重度の知的・発達障害者に対する自立のための先導的かつ総合的な支援の提供を行う他、知的・発達障害者の支援に関する調査・研究及びその成果を踏まえた養成・研修を実施することにより、全国の知的・発達障害関係施設等に情報発信し、障害者支援の質の底上げを行っています。

(独) 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園に係る政策体系図



4 中期目標

(1) 概要

第4期中期目標期間(平成30年4月～令和5年3月)においては、国が独立行政法人に実施させるべき業務に特化し、独立行政法人に求められている業務運営の効率性、自立性及び質の向上を図りつつ、より一層、自立のための先導的かつ総合的な支援の提供、知的障害者の支援に関する調査・研究及びその成果を踏まえた養成・研修を効果的かつ効率的に実施することが求められています。

なお、中長期的な業務運営の在り方については、平成30年に取りまとめられた「国立のぞみの園の在り方検討会報告書」を踏まえ、関係機関と協議の上、具体化を図ることとしており、第4期中期目標期間においては、本報告書との整合性を図りながら業務を運営することが求められています。

詳細につきましては、第4期中期目標をご覧ください。

(2) 一定の事業等のまとまりごとの目標

のぞみの園は、中期目標における一定の事業等のまとまりごとの区分に基づくセグメント情報を開示しています。具体的なセグメント区分名は、以下のとおりです。

一定の事業等のまとめ	セグメント区分名
1 自立支援のための取組	施設運営業務
2 調査・研究	知的障害者自立支援等調査・研究業務
3 養成・研修	知的障害者支援関係職員等養成・研修業務
4 援助・助言	知的障害者支援関係施設援助・助言業務
5 その他の業務	附帯業務：障害福祉サービス業務 附帯業務：地域生活支援業務 附帯業務：診療業務 附帯業務：障害児通所支援業務 附帯業務：受託業務

5 法人の長の理念や運営上の方針・戦略等

【運営理念】

のぞみの園は、重度の知的障害者に対する自立のための先導的かつ総合的な支援の提供、知的障害者の支援に関する調査及び研究等を行うことにより、全国の障害者支援の質の底上げを図り、障害のある人もない人も相互に人格と個性を尊重し合いながら共に生きる社会の実現に寄与してまいります。

【運営方針】

- のぞみの園は、利用者の基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者に対し、日中活動、夜間等における入浴、排せつ又は食事の介護等を提供します。
- のぞみの園は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場にたって施設障害福祉サービスを提供するよう努めます。
- のぞみの園は、できる限り居宅に近い環境の中で、地域や家族との結びつきを重視した運営を行い、市町村、指定障害者支援施設や障害福祉サービス事業を行う者、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。
- のぞみの園は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年9月29日厚生労働省令第172号）に定める内容のほか関係法令を遵守し、事業を実施します。

【職員行動指針】

〈のぞみの園の使命を果たすための行動〉

- 基本的人権の尊重
利用者の基本的人権を尊重し、その自己実現を図る。
- 個別ニーズへの対応
利用者一人ひとりのニーズに対応して適切に援助する。
- プライバシーの尊重
あらゆる場面で、利用者のプライバシーを尊重する。
- 客観的に妥当性のある援助
職員相互の信頼と協力のもとで、客観的に妥当性のある援助をする。
- 社会への参加と交流
利用者が社会への参加と交流ができるように援助する。
- 地域生活に向けた援助

利用者が施設から地域に移行し、その人らしい自立した生活を送ることができるよう援助する。

○ 専門職員としての資質の向上

職員は、常に人間性を高めるとともに専門的な知識と技術の研鑽に努める。

〈業務に取り組む姿勢〉

- 職員は、利用者の主体性を尊重し、一人ひとりの権利擁護に努め、自己実現に向けた支援サービスを提供する支援者としての立場を常に自覚して、職員行動基準を遵守し支援に当たるものとする。
- 職員は、自ら豊かな人間性をもった支援者であることを基本に、常に倫理の確立と専門知識及び技術の涵養に向け、相互が啓発し研鑽を深めるものとする。
- 利用者との信頼関係を大切にするとともに、観察や評価に基づく客観性のある支援を行い、絶えず自己点検や相互点検に努めるものとする。
- 「独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園個人情報管理規程（平成 17 年 4 月 1 日規程第 42 号）」に基づき、保有個人情報の適切な管理に努める。

6 中期計画及び年度計画

のぞみの園は、第 4 期中期目標（平成 30 年 4 月～令和 5 年 3 月）を達成するための中期計画と当該計画に基づく年度計画を作成しています。中期計画と当事業年度に係る年度計画との関係は以下のとおりです。

詳細につきましては、第 4 期中期計画及び年度計画をご覧ください。

第 4 期中期計画	令和 4 年度計画
I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	
1 自立支援のための取組	
① 施設入所利用者の地域への移行（第 3 期中期目標終了時（平成 30 年 3 月 31 日）と比較して、14%縮減）	① 施設入所利用者の地域への移行（地域移行者数を 5 人以上）
② 高齢の施設入所利用者に対する専門性の高い支援を実践（医療との連携を重視しながら、機能低下に対する予防的なケアに取り組むとともに、生活環境の配慮に努める。職員研修会の開催数を毎年度 12 回以上）	② 高齢の施設入所利用者に対する専門性の高い支援を実践（医療との連携を重視しながら、機能低下に対する予防的なケアに取り組むとともに、生活環境の配慮に努める。職員研修会の開催数を 12 回以上）
③ 著しい行動障害等を有する者へのモデル的支援（人の障害特性にあった適切な支援プログラムを作成し、それに基づいた支援を提供する。中期目標期間の施設入所利用者の受入れを 78 人まで拡充）	③ 著しい行動障害等を有する者へのモデル的支援（人の障害特性にあった適切な支援プログラムを作成し、それに基づいた支援を提供する。施設入所利用者の受入れを 20 人）
④ 福祉の支援を必要とする矯正施設を退所した知的障害者へのモデル的支援（地域での自立した生活を目指して本人の特性を考慮した適切な支援プログラムを作成し、それに基づいた支援を提供する。中期目標期間の施設入所利用者の受入れを 35 人まで拡	④ 福祉の支援を必要とする矯正施設を退所した知的障害者へのモデル的支援（地域での自立した生活を目指して本人の特性を考慮した適切な支援プログラムを作成し、それに基づいた支援を提供する。施設入所利用者の受入れを 7 人）

充)	
2 調査・研究 ① 調査・研究のテーマの設定（知的障害に関する国の政策課題等について、障害福祉施策推進のための基礎的なデータの収集・分析の他、のぞみの園のフィールドを活用したモデル的支援の実践成果の取りまとめ及び知的障害者支援施設従事者等の資質向上のためのガイドラインの作成や効果的な実務研修プログラムの開発等、のぞみの園でなければ実施できないものに特化して、各年度において具体的なテーマ等を設定して調査・研究を行う。研究テーマを毎年度7テーマ以上) ② 調査・研究の内容の充実（調査・研究の基本的な方針や内容について、全国の研究機関、研究者及び事業所との連携・協力を行うことで、充実を図る。外部研究者等と協働した研究を毎年度4テーマ以上) ③ 調査・研究の成果の積極的な普及・活用（調査・研究の成果について、広報媒体の活用、講演会等の開催、各種学会等の活用を通して、蓄積した研究成果をわかりやすく解説した情報発信を行うことにより、全国の知的障害者支援施設等における普及・活用を図る。ホームページに掲載した研究成果のアクセス件数を毎年度20,000件以上、各種学会等における成果の発表回数を毎年度22回以上)	① 調査・研究のテーマの設定（知的障害に関する国の政策課題等について、障害福祉施策推進のための基礎的なデータの収集・分析の他、のぞみの園のフィールドを活用したモデル的支援の実践成果の取りまとめ及び知的障害者支援施設従事者等の資質向上のためのガイドラインの作成や効果的な実務研修プログラムの開発等、のぞみの園でなければ実施できないものに特化して、各年度において具体的なテーマ等を設定して調査・研究を行う。研究テーマを7テーマ以上) ② 調査・研究の内容の充実（調査・研究の基本的な方針や内容について、全国の研究機関、研究者及び事業所との連携・協力を行うことで、充実を図る。外部研究者等と協働した研究を4テーマ以上) ③ 調査・研究の成果の積極的な普及・活用（調査・研究の成果について、広報媒体の活用、講演会等の開催、各種学会等の活用を通して、蓄積した研究成果をわかりやすく解説した情報発信を行うことにより、全国の知的障害者支援施設等における普及・活用を図る。(ホームページに掲載した研究成果のアクセス件数を20,000件以上、各種学会等における成果の発表回数を22回以上)
3 養成・研修 ① 障害者福祉や保健医療に従事する者の資質向上を図るため、研修会及びセミナーを開催するとともに、知的障害者支援業務に従事する専門家を育成するための取組を行う。(研修会・セミナーの開催数を毎年度10回、参加者の満足度を毎年度80%以上、現任研修の受入れ数を毎年度25人以上)	① 障害者福祉や保健医療に従事する者の資質向上を図るため、研修会及びセミナーを開催するとともに、知的障害者支援業務に従事する専門家を育成するための取組を行う。(研修会・セミナーの開催数を10回、参加者の満足度を80%以上、現任研修の受入れ数を25人以上)
4 援助・助言 ① 重度知的障害者の地域移行、知的障害者の支援方法及び障害者総合支援法に基づくサービスの支援技術について、のぞみの園に	① 重度知的障害者の地域移行、知的障害者の支援方法及び障害者総合支援法に基づくサービスの支援技術について、のぞみの園に

における専門的・先駆的な取組や調査・研究の成果等に基づき、全国の知的障害関係施設等の求めに応じて援助・助言を行う。(全国の知的障害者支援施設等に対し行う援助・助言の件数を毎年度 350 件以上、講師の派遣件数を毎年度 130 件以上)	における専門的・先駆的な取組や調査・研究の成果等に基づき、全国の知的障害関係施設等の求めに応じて援助・助言を行う。(全国の知的障害者支援施設等に対し行う援助・助言の件数を 350 件以上、講師の派遣件数を 130 件以上)
5 その他の業務 ① 診療所の運営を行う。なお、運営にあたっては、高齢化する施設入所利用者の身体機能の低下に対応したリハビリによるQOLの向上及び著しい行動障害を有する者等への心理・精神面からの医療的アプローチによる二次障害等の軽減を図るなど、診療所の機能を有効に活用することに留意する。また、定期的にモニタリング（外来患者数の動向、病床利用率の推移等）を実施し、経営改善に努める。(診療所外来利用者数を毎年度 27,000 人以上) ② 発達障害児・者の支援を行う。なお、支援にあたっては、就学前から継続的かつ予防的に対応し、安定した生活が送れるよう支援することに留意する。(通所支援事業の利用率を年間 80%以上) ③ 地域の障害者に対する相談、短期入所、就労支援など地域生活の支援を行う。(一般就労への移行者数を毎年度 2 人以上、短期入所の延べ受入日数を毎年度 2,300 日以上、日中一時支援の延べ受入日数を毎年度 240 日以上)	① 診療所の運営を行う。なお、運営にあたっては、高齢化する施設入所利用者の身体機能の低下に対応したリハビリによるQOLの向上及び著しい行動障害を有する者等への心理・精神面からの医療的アプローチによる二次障害等の軽減を図るなど、診療所の機能を有効に活用することに留意する。また、定期的にモニタリング（外来患者数の動向、病床利用率の推移等）を実施し、経営改善に努める。(診療所外来利用者数を 27,000 人以上) ② 発達障害児・者の支援を行う。なお、支援にあたっては、就学前から継続的かつ予防的に対応し、安定した生活が送れるよう支援することに留意する。(通所支援事業の利用率を年間 80%以上) ③ 地域の障害者に対する相談、短期入所、就労支援など地域生活の支援を行う。(一般就労への移行者数を 2 人以上、短期入所の延べ受入日数を 2,300 日以上、日中一時支援の延べ受入日数を 240 日以上)
Ⅱ 業務運営の効率化に関する事項	
1 効率的な業務運営体制の確立 ① 効率的な業務運営体制の確立及び人事管理に関する体制の見直し（常勤職員数を第 3 期中期目標終了時（平成 30 年 3 月 31 日）と比較して、8%縮減） ② 業務運営の効率化に伴う経費節減（一般管理費及び事業費等の経費（運営費交付金を充当するもの〈定年退職者に係る退職手当に相当する経費を除く。〉）について、中期目標期間の最終年度（令和 4 年度）の額を、初年度（平成 30 年度）と比べて 10%以上	① 効率的な業務運営体制の確立及び人事管理に関する体制の見直し（常勤職員数を施設利用者数の減少見込みと合わせ、1.6%縮減する。） ② 業務運営の効率化に伴う経費節減（一般管理費及び事業費等の経費（運営費交付金を充当するもの〈定年退職者に係る退職手当に相当する経費を除く。〉）について、中期目標期間の最終年度（令和 4 年度）の額を、初年度（平成 30 年度）と比べて 10%以上

節減) ③ 運営費交付金以外の収入の確保(診療所等、既存事業の効率的な運営により、事業収入の増加を図る。また、利用者負担を求めることができるサービスについて、社会一般情勢を踏まえ適切な額の負担を求める。)	節減) ③ 運営費交付金以外の収入の確保(診療所等、既存事業の効率的な運営により、事業収入の増加を図る。また、利用者負担を求めることができるサービスについて、社会一般情勢を踏まえ適切な額の負担を求める。)
2 効率的かつ効果的な施設・設備の利用 ① 既存の施設・設備を有効活用しつつ、効率的かつ効果的な業務運営を図る。(資産利用検討委員会の開催数を毎年度3回以上) ② 地域の社会資源・公共財としての活用(診療所の機能を活用して、地域の知的障害者や発達障害児・者に医療を提供する。また、福祉関係者、ボランティア等の活動の場として施設・設備等を開放するなど、一層の利用促進を図る。診療所外来利用者数(施設入所利用者除く。)を毎年度5,900人以上、地域住民との交流の場である「のぞみふれあいフェスティバル」の外部からの参加者数を毎年度2,000人以上)	① 既存の施設・設備を有効活用しつつ、効率的かつ効果的な業務運営を図る。(資産利用検討委員会の開催数を3回以上) ② 地域の社会資源・公共財としての活用(診療所の機能を活用して、地域の知的障害者や発達障害児・者に医療を提供する。また、福祉関係者、ボランティア等の活動の場として施設・設備等を開放するなど、一層の利用促進を図る。診療所外来利用者数(施設入所利用者除く。)を5,900人以上、地域住民との交流の場である「のぞみふれあいフェスティバル」の外部からの参加者数を2,000人以上)
3 合理化の推進 ① 契約は、原則として一般競争入札等によるものとし、引き続き随意契約の適正化を推進する。(競争性のある契約の比率を87%以上、契約監視委員会の開催数を毎年度1回以上)	① 契約は、原則として一般競争入札等によるものとし、引き続き随意契約の適正化を推進する。(競争性のある契約の比率を87%以上、契約監視委員会の開催数を1回以上)
Ⅲ 財務内容の改善に関する事項	
1 予算(人件費の見積りを含む)、収支計画及び資金計画の作成 ① 効率化計画を反映した予算等の作成	① 効率化計画を反映した予算等の作成
2 自己収入の増加 ① 自己収入の増加に努めることにより、中期目標期間中において、総事業費(定年退職者に係る退職手当を除く。)に占める自己収入の比率を、50%以上にする。	① 自己収入の増加に努めることにより、中期目標期間中において、総事業費(定年退職者に係る退職手当を除く。)に占める自己収入の比率を、50%以上にする。
3 経費の節減を見込んだ予算による業務運営 ① 「第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算内で健全な運営を行う。	① 「第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算内で健全な運営を行う。
4 短期借入金の限度額	

IV その他業務運営に関する事項	
1 施設整備や改修等については、適切な支援サービスの確保に留意しつつ、施設利用の状況、社会経済情勢を踏まえ、その必要性や経費の水準等について十分に精査する。	
2 内部統制強化への取組 ① 内部統制の体制（役職員の職務執行のあり方をはじめとする内部統制について、内部統制委員会を開催するなど、引き続き充実・強化を図るとともに、具体的な取組状況を公表。内部統制委員会の開催数を毎年度 3 回以上） ② 業務の進行管理（各業務部門ごとに業務目標を設定するとともに、継続的に業務をモニタリングし、業務の進行管理を行うことにより、計画的な業務遂行に努める。モニタリング評価会議の開催数を毎年度 4 回以上） ③ リスク回避・軽減への取組（のぞみの園の施設運営業務においてリスク要因への徹底した対応を図るため、施設利用者等に係る感染症予防対策や事故防止対策、防災対策、防犯対策等について組織的な取組を進める。事故防止対策委員会及び虐待防止対策委員会の開催数を毎年度 12 回以上、感染症対策委員会の開催数を毎年度 2 回以上） ④ 業務内容の情報開示等（のぞみの園の運営状況や財務状況、業務の遂行状況等について、国民にとって分かりやすいよう情報開示を行う。） ⑤ 効率的な業務運営に向けた取組を有効に機能させるための監査実施（随意契約の適正化等の効率的な業務運営に向けた取組を有効に機能させるため、内部監査を行うとともに監事及び会計監査人からの厳格な監査を受ける。）	① 内部統制の体制（役職員の職務執行のあり方をはじめとする内部統制について、内部統制委員会を開催するなど、引き続き充実・強化を図るとともに、具体的な取組状況を公表。内部統制委員会の開催数を 3 回以上） ② 業務の進行管理（各業務部門ごとに業務目標を設定するとともに、継続的に業務をモニタリングし、業務の進行管理を行うことにより、計画的な業務遂行に努める。モニタリング評価会議の開催数を 4 回以上） ③ リスク回避・軽減への取組（のぞみの園の施設運営業務においてリスク要因への徹底した対応を図るため、施設利用者等に係る感染症予防対策や事故防止対策、防災対策、防犯対策等について組織的な取組を進める。事故防止対策委員会及び虐待防止対策委員会の開催数を 12 回以上、感染症対策委員会の開催数を 2 回以上） ④ 業務内容の情報開示等（のぞみの園の運営状況や財務状況、業務の遂行状況等について、国民にとって分かりやすいよう情報開示を行う。） ⑤ 効率的な業務運営に向けた取組を有効に機能させるための監査実施（随意契約の適正化等の効率的な業務運営に向けた取組を有効に機能させるため、内部監査を行うとともに監事及び会計監査人からの厳格な監査を受ける。）
3 情報セキュリティ対策の強化 ① デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」に則り、適切な整備及び管理を行うとともに、PJMO を支援するため、PMO の設置等の体制整備を行う。また、政府機関の情報セキュリ	① デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」に則り、適切な整備及び管理を行うとともに、PJMO を支援するため、PMO の設置等の体制整備を行う。また、政府機関のサイバーセキ

ティ対策のための統一基準群を踏まえ、情報セキュリティポリシー等関係規程類を適時適切に見直し、整備する。	セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、情報セキュリティポリシー等関係規程類を適時適切に見直し、整備する。												
4 提供するサービスに対する第三者から意見等を聴取する場の確保 ① 適切なサービスの提供と業務運営の向上を図るため、第三者から意見等を聴取する機会を確保するとともに、第三者評価機関による福祉サービスの評価を実施する。また、その評価結果等を公表し、事業運営への反映に努める。運営懇談会の開催回数を毎年度 2 回以上、第三者評価機関による評価を 3 年に 1 度実施) ② 委員会に招聘する外部委員数（苦情解決・要望等受付実績報告会（毎年度 2 人）、虐待防止対策委員会（毎年度 3 人））	① 適切なサービスの提供と業務運営の向上を図るため、第三者から意見等を聴取する機会を確保するとともに、第三者評価機関による福祉サービスの評価を実施する。また、その評価結果等を公表し、事業運営への反映に努める。運営懇談会の開催回数を毎年度 2 回以上、第三者評価機関による評価を 3 年に 1 度実施) ② 委員会に招聘する外部委員数（苦情解決・要望等受付実績報告会（2 人）、虐待防止対策委員会（3 人））												
V その他主務省令で定める業務運営に関する事項													
1 人事に関する計画 ① 施設利用者の減少等を踏まえ、業務運営の効率化を図りつつ、人員の適切な配置等に努める。 ② 人員に係る指標（期末（令和 4 年度末）の常勤職員数を期首（平成 30 年度当初）の 92%とする。） （参考 1）職員の数 <table border="1" data-bbox="239 1332 766 1422"> <tr> <td>・期首の常勤職員数</td> <td>193 名</td> </tr> <tr> <td>・期末の常勤職員数の見込み</td> <td>177 名</td> </tr> </table> （参考 2）中期目標期間中の人件費総額 <table border="1" data-bbox="239 1467 766 1556"> <tr> <td>・中期目標期間中の人件費総額見込み</td> <td>7,059 百万円</td> </tr> </table>	・期首の常勤職員数	193 名	・期末の常勤職員数の見込み	177 名	・中期目標期間中の人件費総額見込み	7,059 百万円	① 施設利用者の減少等を踏まえ、業務運営の効率化を図りつつ、人員の適切な配置等に努める。 ② 人員に係る指標（常勤職員数について、年度当初及び年度末の見込みを次のとおりとする。） （参考 1）職員の数 <table border="1" data-bbox="893 1332 1420 1422"> <tr> <td>・年度当初の常勤職員数</td> <td>177 名</td> </tr> <tr> <td>・年度末の常勤職員数の見込み</td> <td>177 名</td> </tr> </table> （参考 2）中期目標期間中の人件費総額 <table border="1" data-bbox="893 1467 1420 1556"> <tr> <td>・令和 4 年度の人件費総額見込み</td> <td>1,345 百万円</td> </tr> </table>	・年度当初の常勤職員数	177 名	・年度末の常勤職員数の見込み	177 名	・令和 4 年度の人件費総額見込み	1,345 百万円
・期首の常勤職員数	193 名												
・期末の常勤職員数の見込み	177 名												
・中期目標期間中の人件費総額見込み	7,059 百万円												
・年度当初の常勤職員数	177 名												
・年度末の常勤職員数の見込み	177 名												
・令和 4 年度の人件費総額見込み	1,345 百万円												
2 施設・設備に関する計画 <table border="1" data-bbox="199 1612 766 1803"> <tr> <th>施設・整備の内容</th><th>予算額 (単位：百万円)</th></tr> <tr> <td>国立重度知的障害者総合施設のぞみの園に関する施設・設備</td><td>347</td></tr> </table> （注）金額については見込みである。	施設・整備の内容	予算額 (単位：百万円)	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園に関する施設・設備	347	<table border="1" data-bbox="853 1612 1420 1803"> <tr> <th>施設・整備の内容</th><th>予算額 (単位：百万円)</th></tr> <tr> <td>国立重度知的障害者総合施設のぞみの園に関する施設・設備</td><td>165</td></tr> </table> （注）金額については見込みである。	施設・整備の内容	予算額 (単位：百万円)	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園に関する施設・設備	165				
施設・整備の内容	予算額 (単位：百万円)												
国立重度知的障害者総合施設のぞみの園に関する施設・設備	347												
施設・整備の内容	予算額 (単位：百万円)												
国立重度知的障害者総合施設のぞみの園に関する施設・設備	165												

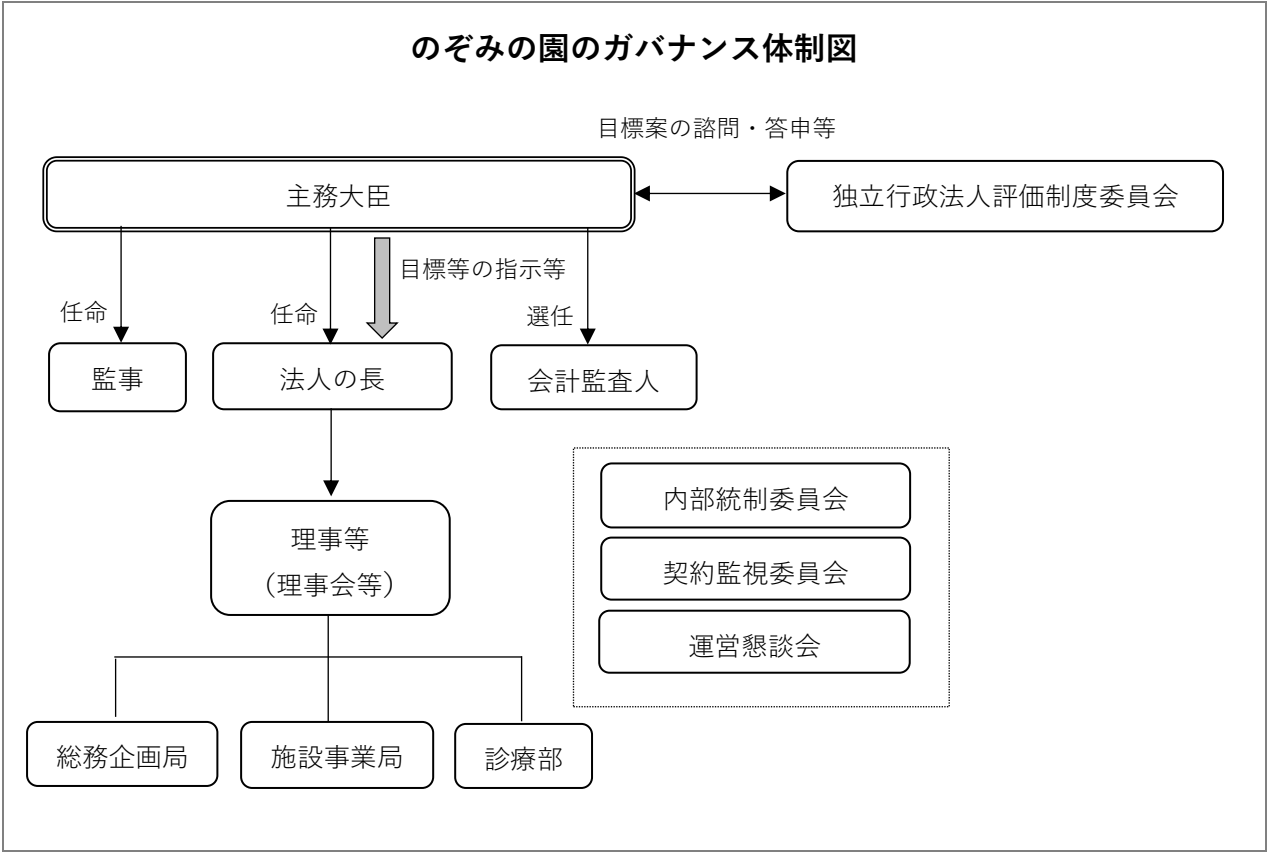
7 持続的に適正なサービスを提供するための源泉

(1) ガバナンスの状況

ガバナンスの体制は次のとおりです。なお、平成 26 年の独立行政法人通則法の一部改正等を踏まえ、平成 27 年に内部統制基本方針を改正し、内部統制の目的が、のぞみの園の役職員の職務の執行

が独立行政法人通則法などの関係法令に適合するための体制その他のぞみの園の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）を整備し、のぞみの園のミッションを効率的かつ効果的に達成していくことを明確化したところです。また、内部統制機能の有効性チェックのため会計監査人の監査のほか、内部統制委員会の設置や外部の有識者等から意見等を聴取する場として、運営懇談会を設け定期的なモニタリング等を実施しております。

内部統制システムの整備の詳細につきましては、業務方法書をご覧ください。



(2) 役員等の状況

① 役員の氏名、役職、任期、担当及び経歴

(令和5年3月31日現在)

役職	氏名	任期	担当	経歴
理事長	深代 敬久	自 平成 30 年 4 月 1 日 至 令和 5 年 3 月 31 日		群馬県総務部長 のぞみの園理事
理 事	富安 健司	自 令和 4 年 4 月 1 日 至 令和 5 年 3 月 31 日	総括、人事、 総務企画局担当	厚労省子ども家庭局総務課少子 化総合対策室長補佐 国立武蔵野学院次長 【現役出向】
理 事	小林 隆裕	自 令和 4 年 4 月 1 日 至 令和 5 年 3 月 31 日	施設事業局担当	のぞみの園施設事業局地域支援 部長 のぞみの園施設事業局長

監 事 (非常勤)	堀口 久	自 平成 30 年 7 月 1 日 至 令和 4 年度財務諸表承認日		群馬信用保証(株)常務取締役 群馬振興(株)参事業務部担当部 長
監 事 (非常勤)	佐藤 裕子	自 平成 30 年 7 月 1 日 至 令和 4 年度財務諸表承認日		群馬県生活文化スポーツ部人権 男女共同参画課長 群馬県生活文化スポーツ部長

② 会計監査人の名称

E Y新日本有限責任監査法人

(3) 職員の状況

常勤職員は令和 5 年 3 月 31 日現在において 166 人（前期末比 1 人減少、0.6%減）であり、平均年齢は 46.9 歳（前期末 46.5 歳）です。このうち、国等からの出向者は 2 人、令和 5 年 3 月 31 日付退職者は 7 人です。

(4) 重要な施設等の整備等の状況

① 当事業年度中に完成した主要な施設等

令和 4 年度強度行動障害寮内部改修工事（取得価格 116 百万円）

日中サービス支援型グループホーム新築工事（取得価格 226 百万円）

第 3 期汚水槽排水管等改修工事（取得価格 99 百万円）

② 当事業年度において継続中の主要な施設等の新設・拡充

実習生宿泊施設改修及び外灯等改修工事

③ 当事業年度中に処分した主要な施設等

なし

(5) 純資産の状況

① 資本金等の状況

(単位：百万円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
政府出資金	15,189	0	0	15,189
資本金合計	15,189	0	0	15,189

② 目的積立金の申請状況、取崩内容等

当事業年度は、目的積立金の申請は行っていない。

(6) 財源の状況

① 財源（収入）の内訳（運営費交付金、国庫補助金、事業収入、その他）

当事業年度ののぞみの園の収入決算額は、2,982 百万円であり、国からの財源措置の他にも様々な収入がありその内訳は以下のとおりです。

(単位：百万円)

区 分	金 額	構成比率
運営費交付金	1,316	44.1%
国庫補助金収入	14	0.5%
都道府県等補助金収入	0	0%
事業収入	1,536	51.5%
寄付金収入	0	0.0%
受託収入	0	0.0%
施設整備費補助金	116	3.9%
合 計	2,982	100.0%

(注) 各金額等は単位未満四捨五入のため、合計額と一致しないことがある。

② 自己収入に関する説明

のぞみの園における自己収入として、事業収入などがあります。収入全体の 5 割を占める事業収入の内訳は、事業別（セグメント）に区分すると、施設運営業務では、重度の知的障害者に対して自立のために必要な支援を提供することにより、1,164 百万円の自己収入を得ています。この自己収入は介護給付費・訓練等給付費収入等としての自己収入となっています。

知的障害者支援関係職員等養成研修業務では、知的障害者の支援の業務に従事する者の養成及び研修を行うことにより、8 百万円の自己収入を得ています。この自己収入は実習生等受入負担金収入やのぞみの園が主催するセミナー等の参加費等としての自己収入となっています。

知的障害者支援関係施設援助・助言業務では、全国の知的障害関係施設等からの求めに応じて援助・助言を行い、自治体、知的障害者支援施設等が主催する研修会等へ講師を派遣することにより、2 百万円の自己収入を得ています。

附帯業務の障害福祉サービス業務では、地域の障害者に対する就労継続支援 B 型を提供することにより、48 百万円の自己収入を得ています。この自己収入は介護給付費・訓練等給付費収入及び作業生産物等売払収入としての自己収入となっています。

附帯業務の地域生活支援業務では、地域の障害者に対する共同生活援助、相談支援、日中一時支援を提供することにより、94 百万円の自己収入を得ています。この自己収入は介護給付費・訓練等給付費収入、地域生活支援事業費収入及び計画相談支援給付費収入としての自己収入となっています。

附帯業務の診療業務では、重度の知的障害のある施設利用者及び地域の障害者に対して医療を提供することにより、120 百万円の自己収入を得ています。この自己収入は診療収入としての自己収入となっています。

附帯業務の障害児通所支援業務では、発達障害児及び地域で生活する重度の障害児に対して支援を提供することにより、97 百万円の自己収入を得ています。この自己収入は障害児通所給付費等収入としての自己収入となっています。

(7) 社会及び環境への配慮等の状況

のぞみの園は、社会及び環境への配慮の方針として、平成 20 年に「温室効果ガス排出抑制等のた

めの実施計画」を策定し、温室効果ガス等排出に配慮した契約の推進に関する法律に基づき、毎年度、環境物品等の調達を推進するほか、のぞみの園節電実行計画などを策定し省エネルギーの取り組みを実施しています。また、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号）に基づき、障害者就労施設等からの物品の調達の推進に取り組んでいます。さらに、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成 30 年法律第 71 号）の公布を踏まえ、職員が働きやすい職場づくり、子育て支援や障害者雇用などにも取り組んでいます。

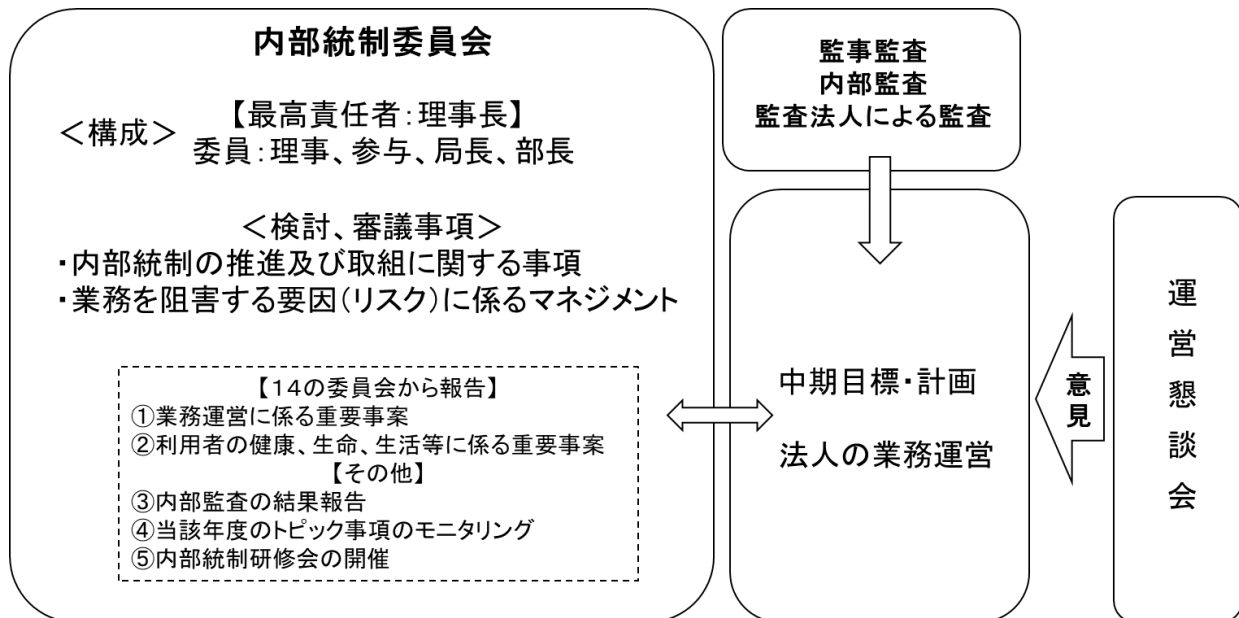
（8）その他源泉の状況（法人の強みや基盤を維持・創出していくための源泉）

のぞみの園は、障害のある人たちの自立を総合的に支援することを目的として、現下の障害福祉行政の課題に即して、（１）総合施設におけるモデル的支援の実践、（２）支援の方法に関する調査研究、（３）人材の養成研修、（４）障害者支援施設への援助助言を一体的に運営し、障害福祉の推進に努めております。

8 業務運営上の課題・リスク及びその対策

(1) リスク管理の状況

平成 29 年度より理事長を最高責任者とした内部統制の推進体制に改め、内部統制の推進に関する事項について検討、審議等を行う内部統制委員会を設置するとともに、当事業年度においても計画に基づき内部統制委員会を開催し組織全体で課題への対応に取り組んでいます。



(2) 業務運営上の課題・リスク及びその対応策の状況

内部統制委員会においては、法人の運営に重大な影響を与えるような事項や、利用者の生命、健康、生活の質の確保に直接影響するなど重要事案を審議する委員会からの報告及び内部監査結果の報告を行うほか、当該年度のトピック事項（ハラスメント防止対策等）をモニタリングしております。

その他、外部有識者で構成する運営懇談会を開催し、意見聴取の機会を設け、法人の業務運営に反映させるなどの対応を行っております。

リスクの評価と対応を含む内部統制システムの整備の事項につきましては、業務方法書をご覧ください。

9 業務の適正な評価の前提情報

(1) 自立支援のための取組（施設運営業務）

のぞみの園は、重度の知的障害者に対する自立支援の取り組みとして、① 施設入所利用者の地域への移行の推進、② 高齢の施設入所利用者に対する専門性の高い支援の実践、③ 著しい行動障害等を有する者及び福祉の支援を必要とする矯正施設を退所した知的障害者の支援について、本人の特性を考慮した適切な支援プログラムを作成するなど、きめ細やかな対応に努めています。各々の事業スキームは次のとおりです。

① 施設入所利用者の地域への移行の推進、高齢の施設入所利用者に対する専門性の高い支援の実践

施設入所利用者の平均年齢：69.9（60 歳以上が 87.8%） ※数値は、R5.3.31 現在(有期限利用者除く)

平均障害支援区分：6.0（区分 5、6 で 100.0%）

重度知的障害者の高齢化により、増大する支援とリスク

支援：身体機能低下による身体介護・通院支援・服薬業務・医療的ケア

リスク：転倒・骨折・嚥下機能低下による喉詰り

【施設入所利用者の地域への移行の推進】

【高齢の施設入所利用者に対する専門性の高い支援】

○高齢の施設入所利用者支援の専門性の向上に向けた法人内研修等の実施

- ・高齢化に伴う容体の急変や窒息、誤嚥の救急時に備えた救急救命講習会を毎月実施
- ・高齢知的障害者に係る研究班を設置し、事例の検討を行うほか、園内発表会を実施

○福祉と医療が連携した専門性の高い支援

- ・診療所の看護師の訪問による経鼻経管や胃瘻等への栄養剤の注入、服薬等の巡回相談
- ・診療所の看護師や理学療法士などによる救急救命講習会や褥瘡予防、感染予防研修会の実施

○高齢化に対応した施設・設備の整備や、日中プログラムの工夫等への取組

- ・離床センサーや車いすの定期的な見直し等を行いながら、安全、安心な介護環境の提供
- ・パーテーション等を活用しながら落ち着きのある環境を設定
- ・高齢化に伴う身体機能の低下の予防を目的として「健康増進プログラム」を実施（H28 年度～）
- ・リハビリの日中活動、文化的日中活動を、利用者一人あたりひと月に 4 回以上実施

○本人及び保護者への働きかけ

- ・宿泊体験等の実施：法人のグループホーム等を活用し、入所利用者の地域生活体験（宿泊・日中体験）を実施
- ・地域移行に向けて、地域生活に必要な支援ニーズを確認し、支援計画を作成
- ・保護者に向けて地域生活を知る機会として、グループホーム及び事業所見学の実施
- ・保護者懇談会で WEB や映像を使用し、実際の地域生活の取り組みを紹介

○地域移行

○地域移行先での定着のための支援

- ・フォローアップとモニタリングの実施

○重度知的障害者の高齢支援の実践等についての情報提供及び普及の取組

- ・ニュースレターでの情報提供
- ・高齢化をテーマにした研修会への講師派遣、現任研修の受入れ
- ・高齢知的障害者の理解と支援のためのテキストの有償頒布
- ・認知症ケア研究チームでの実践事例の精査、認知症ケア学会での実践事例の発表

- ② 著しい行動障害等を有する者及び福祉の支援を必要とする矯正施設を退所した知的障害者の支援

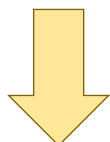
著しい行動障害等を有する者等を有期限（2～3年）で受入れ、モデル的支援を提供

STEP 1 相談の受付



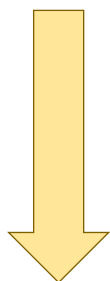
- ・知的障害及び発達障害により支援が難しく、地域での受け入れにあたり課題を抱えている者

STEP 2 受入れの検討と本人の意思の確認（訪問面接）



- ・関係者からの情報収集、支援体制等の確認（支援会議の開催）
- ・面接、簡易アセスメントの実施（WEB又は訪問面接などの実施）
- ・医師、看護師、理学療法士、心理士等が助言（法人内調整会議の開催）

STEP 3 受入れの判断、その後の支援



- ・本人の行動特性に配慮した支援の提供、医師等との連携による支援の提供
- ・相談支援事業所、行政、受入先事業所等の関係機関を含めた個別支援会議の開催
- ・地域移行にあたっては、受入先事業所と連携・協力を図り、受入予定先の職員を対象に「強度行動者への支援研修や事例検討を実施（WEB）」や担当寮での現任研修としての受け入れなどを実施するとともに、移行予定者についてのサポートブックを作成、情報・支援方法を事前共有

STEP 4 地域移行

- ・移行先へ支援の引継ぎ（書類のほか、状況に応じて一定期間付き添い支援実施）
- ・移行後のフォローアップ（電話や訪問による状況確認、支援会議出席等）

令和4年度 有期限利用者入退所者数（R5.3.31現在）

	著しい行動障害を有する者	矯正施設退所者
入所者	12名（男性9名・女性3名）	2名（男性1名、女性1名）
退所者	12名（男性11名・女性1名）	5名（男性3名、女性2名）

職員の専門性の向上、情報提供及び普及

○ 職員の専門性の向上

- ・職員の専門性の向上のため、強度行動障害・自閉症に関する法人内研修を実施
- ・強度行動障害支援者養成研修（基礎研修、実践研修）指導者研修及び外部団体研修への派遣等

○ 情報提供及び普及

- ・ニュースレターによる情報提供や事例集「あきらめない支援」などの有償頒布
- ・障害者支援施設等の求めに応じての講師派遣
- ・障害者支援施設等で従事している職員を受入れ現任研修を実施 など

(2) 調査・研究

調査研究のテーマ設定

■内 容（令和4年度の例）

- 【強行】強度行動障害者への支援を行う中核的・指導的人材育成及び地域支援体制に関すること
 - 【高齢】高齢期の知的・発達障害者への支援プログラムの普及及び地域の体制整備に関すること
 - 【矯正】地域生活定着支援センターにおけるフォローアップ業務に関すること
 - 【発達】Vineland-II及びICFを用い情報整理を通じた知的・発達障害者への支援に関すること
- など

■方 法

- ・国の補助金研究 厚生労働科学研究、社会福祉推進事業、障害者総合福祉推進事業
- ・その他の研究 東アジア・ASEAN 経済研究センター(ERIA)プロジェクト、明治安田こころの健康財団助成金

■その他

- ・外部から依頼のあった調査研究への参加

内容の充実

研究会議

(年2回)

外部有識者による計画、
結果に対する指導助言

倫理審査委員会

(年1回以上、迅速審査あり)

外部有識者＋内部委員による
研究方法の倫理審査

調整会議

(年4回)

内部理事、局部長による
法人内部との連携／協力

情報発信

ホームページ

- ・研究紀要 年1回
- ・ニュースレター 年4回

有償刊行物、映像資料

- 有償刊行物 知的・発達障害者のすこやかシリーズ
3「食と口腔衛生」
- 映像資料 「高齢知的・発達障害者の生活と変化」



知的・発達障害者のすこやかシリーズ03

食と口腔衛生

ご家族や生活支援員等の支援者は、日常の支援において、食や口腔衛生に関する不安を抱えているといわれています。

「すこやかシリーズ03食と口腔衛生」では、実践経験豊かな多職種専門家が、食や口の中の衛生の考え方や工夫の仕方について解りやすく解説しています。

明日の支援に即いける情報満載の一冊です。

学会発表、講演等

日本発達障害学会、日本社会福祉学会、日本司法福祉学会 日本児童青年精神医学会」など

(3) 養成・研修

障害者福祉や保健医療に従事する者の資質向上を図るため、研修会及びセミナーを開催するとともに、知的障害者支援に従事する専門家を育成するための取組を実施しています。また、ボランティアを希望する学生等実践の機会を提供します。

養成・研修の成果については、全国の知的障害者関係施設等で活用されるよう、支援の実践につなげることができるような内容とし、成果等を発表する機会を設けています。

① 養成関係

令和4年度の養成事業は、新型コロナウイルス感染拡大により、群馬県の警戒レベルに応じて、入所部門・通所部門で可能な限り受け入れを行うこととした。

現任研修の受入【19人】

- ・高齢知的障害者支援（2人）
 - ・行動障害者支援（14人）
 - ・矯正施設等を退所した知的障害者支援（2人）
 - ・発達障害児支援（1人）
- ※ 現任研修とは、全国の障害者支援施設等の職員を対象とした専門性の向上を図るための研修である。
- ※ その他については、新型コロナウイルス感染拡大により、障害者支援施設等からの依頼に応じて、オンラインによる研修(38人)を行った。

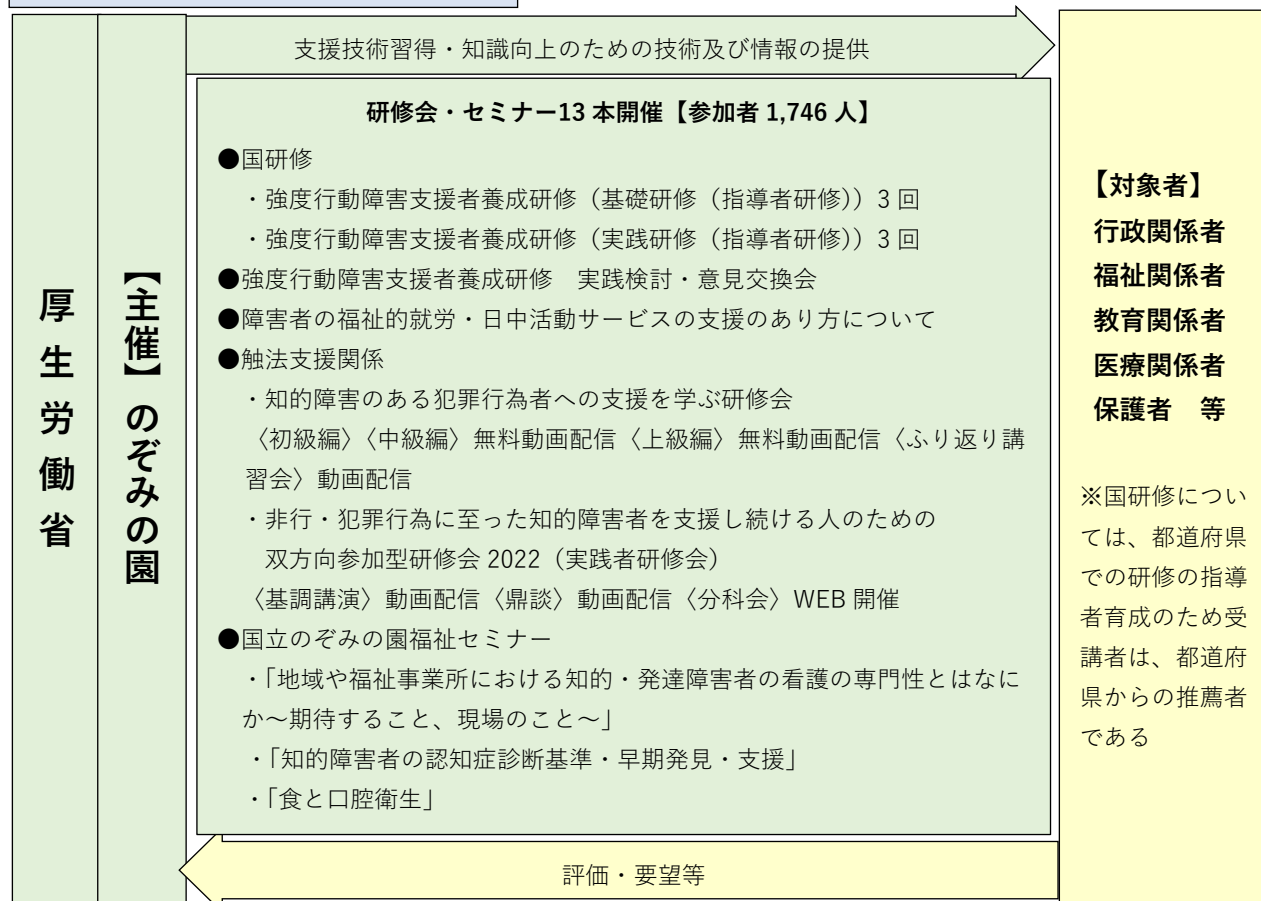
実習生等の受入【136人】

- ・相談援助（17人）
 - ・保育実習（113人）
 - ・その他（6人）
- ※ 新型コロナウイルス感染拡大により、実習予定であった養成校からの依頼に応じて、オンラインによる講義(139人)を行った。

ボランティアの受入【169人】

- ・新型コロナウイルス感染拡大により、行事等の受け入れは中止し環境整備のみ受け入れを行った。

② 研修関係



※国研修については、都道府県での研修の指導者育成のため受講者は、都道府県からの推薦者である

(4) 援助・助言

重度の知的障害者の地域移行、知的障害者の支援方法及び障害者総合支援法に基づくサービスの支援技術について、のぞみの園における専門的・先駆的な取り組みや調査・研究の成果等に基づき、全国の知的障害者関係施設の求めに応じて援助・助言を行うとともに、全国の知的障害者支援施設における自立支援活動に寄与することが可能となるよう、支援の実践につなげるような内容としています。

■ のぞみの園で実施している主な支援方法等についての援助・助言

- ・強度行動障害のある方への支援
- ・高齢知的障害者への支援
- ・矯正施設を退所した方への支援
- ・発達障害児者への支援

国立のぞみの園

国の施策や方針、国立のぞみの園が蓄積したノウハウやネットワークを活用し、適切かつ専門性の高い援助・助言

障害のある方を支援する事業所等

障害のある方を支援する事業所等での困りごとや相談について、電話やメールで最新の情報を伝えます。

援助・助言の数値目標と実績

のぞみの園に課せられている援助・助言の数値目標

- 全国の知的障害者支援施設等に対して行う件数
毎年度 350 件以上
- 全国の知的障害者支援施設等に派遣する講師
毎年度 130 件以上

援助・助言の利用促進への取組

- ニュースレターへの掲載
障害者支援施設等への援助・助言についての広報（年 4 回発行 部数 4,000 部）
- リーフレットの配布
援助・助言の内容、利用方法を PR した内容

対応例 1：自治体、知的障害者支援施設等が主催するセミナーや研修会に専門職員を講師として派遣します。

対応例 2：障害者支援施設や精神科病院などの医療機関で開催するケース会議等へ専門職員が出席し、助言を行います。

表 令和 4 年度（令和 5 年 3 月 31 日現在） 援助・助言実績

内 容 別	援助・助言		講演・講師派遣等		
	件数	援助・助言等の内容	開催数	参加者数	備 考
総合支援法(法制度)に関すること	9	職員配置について等	2	114	初任者研修 基本事項等
地域移行・地域支援に関すること	2	GHでの負担額について等	1	0	(研究依頼からの講演)
高齢知的障害者支援に関すること	38	支援方法等	26	2,267	高齢期支援について等
行動障害等を有する者の支援に関すること	80	支援方法等	44	1,700	支援の組立てについて等
矯正施設を退所した知的障害者支援に関すること	41	支援方法等	7	627	支援方法等
発達障害児・者の支援に関すること	7	偏食傾向への対応について等	25	1,620	困難事例検討会議等
障害者の医療支援に関すること	6	ワクチン接種について等	15	2,433	健康管理について等
就労支援に関すること	11	支援方法等	0	0	
児童発達支援に関すること	4	支援方法等	9	345	子どもの心の発達と成長について等
権利擁護(虐待防止含む)に関すること	22	身体拘束解除への取組み等	8	411	虐待防止について等
意思決定支援に関すること	30	アセスメントについて等	2	103	意思決定支援について等
介護保険に関すること	0		0	0	
事業運営に関すること	4	洗濯業務について等	0	0	
のぞみの園利用に関すること	90	有期限入所について等	0	0	
調査・研究に関すること	10	書籍について等	1	700	ICTの活用について
養成・研修に関すること	7	強行研修について等	0	0	
職員派遣(講師・コンサル等)に関すること	33	講師派遣について等	0	0	
その他			7	41	自立支援協議会等
計	394		147	10,361	

※援助・助言実績数は 541 件（うち、147 件は講師派遣）である。

(5) その他の業務（附帯業務）

前記（１）から（４）に附帯する業務として、① 地域の障害者を対象にした障害福祉サービスや地域生活支援の提供、② 施設利用者や地域の知的障害者、発達障害児・者等に対応した医療の提供、③ 発達障害児支援として、就学前から継続的かつ予防的な支援の提供などに取り組んでいます。事業スキームは次のとおりです。

- ① 地域の障害者を対象にした障害福祉サービスや地域生活支援の提供（附帯業務：障害福祉サービス業務、地域生活支援業務）

【附帯業務：障害福祉サービス業務・地域生活支援業務】

- ・地域の障害者に対する相談、短期入所、就労支援など地域生活の支援を行う。
- ・地域生活体験として、のぞみの園のグループホームでの宿泊体験等を通じて、本人の意向の確認、社会的スキルや移行に関しての配慮事項の把握などを行う。

障害福祉サービスの取り組み

就労継続支援 B 型

事業の内容：就労及び生産活動その他の活動の機会の提供し知識や能力の向上を図る。

契約者数：19人（令和5年3月31日現在）

支援内容：生産活動（キノコ栽培、受託作業、施設外就労など）

生活介護

事業の内容：排せつ及び食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供。

契約者数：43人（令和5年3月31日現在）

支援内容：生活支援（排せつ、食事の介護等）、創作活動、余暇活動など

共同生活援助

事業の内容：共同生活を営むべき住居において行われる相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の必要な日常生活上の援助を行う。

契約者数：24人（令和5年3月31日現在）

支援内容：生活支援（入浴、排せつ、食事の介護等）、創作活動、余暇活動など

- ② 施設利用者や地域の知的障害者、発達障害児・者等に対応した医療の提供（附帯業務：診療業務）

のぞみの園診療所

～入所利用者および地域の知的障害・発達障害のある方への医療提供～

- 重度の知的障害のある入所利用者に対する診療・健康管理を目的とした施設の医療部門
- 開設以来、障害のある方を数多く診療してきた経験を生かし、地域に暮らす、知的障害・発達障害がある方への診療にも積極的に取り組む

< 診療所の事業内容 > (令和4年度実績)

心理検査・ 心理療法

検査・面接等
1,316 件
家族心理教育
17 回

外来診療

(内科・精神科・歯科・
皮膚科・整形外科)
入所 15,642 件
地域 5,336 件
健診 160 件

身体機能 リハビリテーション

外来 3,713 件
相談 187 件

医療福祉相談

相談 2,206 件
CC 61 件

入院診療

1 日平均入院患者数
9.0 人

画像検査等

X 線 TV 装置 17 件
CT 装置 139 件
内視鏡検査 33 件

福祉と医療の連携

- 強度行動障害を有する者、触法事例、高齢知的障害者への支援にあたり、生活に即した福祉的な視点・アプローチと医療的な視点・アプローチの融合により、全人的な支援を目指す
- 検査・治療に関わる不安や苦痛など、障害特性が関連した課題に配慮し、安心して安全に医療を受けられるような工夫を、福祉と連携して見出していく
- 症状を自覚し訴えることに困難がある障害特性を踏まえ、健診等、予防的な医療に積極的に取り組む

③ 発達障害児支援として、就学前から継続的かつ予防的な支援の提供(附帯業務:障害児通所支援業務)

児童発達支援センター「れいんぼ～」

～就学前から成人まで“切れ目のない支援”を実現する～

- 強度行動障害、触法事例など成人期の支援の経験を踏まえ、事例化を予防するための小児期早期からの“切れ目のない支援”の実践の場として開設
- 知的障害の有無によらず、発達障害特性に由来する当事者および家族が抱える困難さ、ニーズを踏まえた療育プログラム、家族支援を提供

<れいんぼ～の事業内容> (令和4年度実績)

児童発達支援

契約者数 92人
延利用者数 4,470人
利用率 73%

放課後等 デイサービス

契約者数 36人
延利用者数 1,697人
利用率 79%

保育所等 訪問支援

契約者数 189人
訪問回数 579回

保護者プログラム

開催回数 42回
*ペアレント・トレーニング
*勉強会

医師相談

相談件数 10件

“切れ目のない”支援

- 現在、あるいは近い将来の適応改善や、ボトムアップ的な発達支援にとどまらず、高齢知的障害者、強度行動障害、触法事例など、成人期の支援を通じて見えてくる課題を踏まえて療育プログラムを検討するなど、利用児童の療育方針が“切れ目のない”内容となることを目指す。
- 診断・特性に関わる医学心理教育等を通じて医療と、さらには連携会議や保育所等訪問支援を通じて地域と連携していくことで、“切れ目のない”療育体制を構築していく。
- 「楽しい！できた！チャレンジ！」をモットーに、利用児童が成功体験を積み重ねることで自己有用感を育んでいけるよう支援し、“切れ目のない”肯定的な自己認知支援と心理的居場所の確保を実現する。
- 保護者プログラム、保護者面談、医師相談を通じて、家族への心理的ケアや心理教育を行い、地域の支援者、関係者との連携を通じて保護者や家族を孤立させないような“切れ目のない”支援体制を構築していく。

10 業務の成果と使用した資源との対比

(1) 自己評価

のぞみの園は、良質なサービスの提供、組織と業務の効率的運営、関係法令等の遵守及び人材の育成を経営方針として掲げ、役職員一体となって着実に業務を推進してまいりました。令和4年度は年度計画及び第4期中期計画に沿って、国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上について、適切に取り組み総合的に見て本中期目標の達成に向け、適切な業務運営を行ってまいりました。各業務（セグメント）毎の具体的な取り組み結果と行政コストとの関係の概要については以下のとおりです。

詳細につきましては、業務実績等報告書をご覧ください。

(単位：百万円)

項 目	評定(※)	行政コスト
Ⅰ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項		
1 自立支援のための取組	B	1,845
① 施設入所利用者の地域移行への取組		
② 高齢の施設入所利用者に対する支援		
③ 著しい行動障害等を有する者への支援		
④ 矯正施設を退所した知的障害者への支援		
2 調査・研究	A	99
3 養成・研修	B	47
4 援助・助言	A	30
5 その他の業務	C	788
Ⅱ 業務運営の効率化に関する事項		
1 効率的な業務運営体制の確立	B	—
2 効率的かつ効果的な施設・設備の利用		—
3 合理化の推進		—
Ⅲ 財務内容の改善に関する事項		
1 自己収入の増加	B	—
2 経費の節減を見込んだ予算による業務運営		—
Ⅳ その他業務運営に関する事項		
1 施設整備や改修等の取組	B	—
2 内部統制強化への取組		—
3 情報セキュリティ対策の強化		—
4 提供するサービスに対する第三者から意見等を聴取する場の確保		—
法人共通		302
合計		3,110

※評語の説明

S：所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られている。

A：所期の目標を上回る成果が得られている。

B：所期の目標を達している。

C：所期の目標を下回っており、改善を要する。

D：所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める。

(2) 当中期目標期間における主務大臣による過年度の総合評定の状況

区分	平成 30 年度	令和元年度	2 年度	3 年度	4 年度
評定 (※)	B	B	B	B	—
理由	令和 3 年度については、項目別評定で B 評定が大部分であり、概ね中期計画における所期の目標を達成している。				

※評語の説明

S：法人の業績向上努力により、中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる。

A：法人の業績向上努力により、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

B：中期計画における所期の目標を達していると認められる。

C：中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する。

D：中期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める。

1.1 予算と決算との対比

要約した法人単位決算報告書

(単位：百万円)

区分	予算	決算	差額理由
収入			
運営費交付金	1,316	1,316	
国庫補助金収入	23	14	
都道府県等補助金収入	0	0	
事業収入	1,521	1,536	
寄付金収入	0	0	
受託収入	0	0	
施設整備費補助金	165	116	(注 1)
合 計	3,025	2,982	
支出			
役員及び管理部門に係る人件費	173	172	
一般管理費	48	55	
業務経費	2,639	2,929	(注 2)
受託経費	0	0	
施設整備費補助金	165	5	
合 計	3,025	3,161	

(注) 各金額は単位未満四捨五入のため、合計額と一致しないことがある。

予算額と決算額の差額の説明

(注 1) 翌期以降へ工事を繰り越したため

(注 2) 新型コロナウイルス感染防止対策等の対応により遅れていた改修工事等を実施したことによる増等

詳細につきましては、決算報告書をご覧ください。

1 2 財務諸表

要約した法人単位財務諸表（※）は、財務諸表の体系内の情報の流れを明示します。

（1）貸借対照表

（単位：百万円）

資産の部	金額	負債の部	金額
流動資産	527	流動負債	530
現金及び預金（※1）	166	未払金	225
その他	361	その他	305
固定資産	14,047	固定負債	2,251
有形固定資産	13,077	資産見返負債	1,251
無形固定資産	18	長期リース債務	47
投資その他の資産	952	引当金	952
		負債合計	2,781
		純資産の部（※2）	
		資本金	15,189
		政府出資金	15,189
		資本剰余金	△ 3,408
		利益剰余金	12
		純資産合計	11,793
資産合計	14,574	負債純資産合計	14,574

（注）各金額は単位未満四捨五入のため、合計額と一致しないことがある。

（2）行政コスト計算書

（単位：百万円）

	金額
損益計算書上の費用	2,921
経常費用（※3）	2,921
臨時損失（※4）	0
その他調整額（※5）	0
その他行政コスト（※6）	189
行政コスト合計	3,110

（注）各金額は単位未満四捨五入のため、合計額と一致しないことがある。

(3) 損益計算書

(単位：百万円)

	金額
経常費用(A) (※3)	2,921
業務費	2,711
人件費	1,403
減価償却費	100
その他	1,208
一般管理費	210
人件費	147
減価償却費	4
その他	59
財務費用	0
経常収益(B)	2,764
運営費交付金収益等	918
事業収入等	1,529
その他	318
臨時損失 (※4)	0
臨時収益	0
その他調整額 (※5)	0
目的積立金取崩額等	0
当期総損失(B-A) (※7)	156

(注) 各金額は単位未満四捨五入のため、合計額と一致しないことがある。

(4) 純資産変動計算書

(単位：百万円)

	資本金	資本剰余金	利益剰余金	評価・換算 差額等	純資産合計
当期首残高	15,189	△3,301	169	0	12,056
当期変動額	0	△106	△156	0	△263
その他行政コスト (※6)	0	△189	0	0	△189
当期総損失 (※7)	0	0	△156	0	△156
固定資産の取得	0	83	0	0	83
その他	0	0	0	0	0
当期末残高 (※2)	15,189	△3,408	12	0	11,793

(注) 各金額は単位未満四捨五入のため、合計額と一致しないことがある。

(5) キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

	金額
業務活動によるキャッシュ・フロー(A)	61
人件費支出	△2,105
運営費交付金収入等	1,316
事業収入等	1,534
その他収入・支出	△684
投資活動によるキャッシュ・フロー(B)	△219
財務活動によるキャッシュ・フロー(C)	△4
資金増加額(D=A+B+C)	△162
資金期首残高(E)	328
資金期末残高(F=E+D) (※8)	166

(注) 各金額は単位未満四捨五入のため、合計額と一致しないことがある。

(参考) 資金期末残高と現金及び預金等との関係

(単位：百万円)

	金額
資金期末残高 (※8)	166
定期預金	0
現金及び預金 (※1)	166

(注) 各金額は単位未満四捨五入のため、合計額と一致しないことがある。

詳細につきましては、財務諸表をご覧ください。

1.3 財務状態及び運営状況の法人の長による説明情報

(1) 貸借対照表

当事業年度末の資産残高は、14,574 百万円となっており主として土地、建物および構築物などの有形固定資産です。また、負債残高は2,781 百万円となっておりますが、主として資産見返負債及び退職給付引当金となっています。

純資産の残高は11,793 百万円であり、政府出資金、利益剰余金を有しております。

(2) 行政コスト計算書

当事業年度の行政コストは、経常費用に業務経費 2,711 百万円、一般管理費 210 百万円を計上しており、その他行政コストには、減価償却相当額 189 百万円を計上しています。

(3) 損益計算書

経常費用は2,921 百万円、経常収益は2,764 百万円であり、当期総損失は156 百万円となっております。経常費用の主なものは、人件費及び賃金の経費となっております。

なお、当期総損失の大きな要因は、新型コロナウイルス感染防止対策等の対応により遅れていた改修工事等を実施したことによる経常費用の増によるものです。

(4) 純資産変動計算書

当事業年度の純資産は、固定資産の減価償却等により106 百万円減少し、当期総損失156 百万円を計上した結果、11,793 百万円となりました。

(5) キャッシュ・フロー計算書

当事業年度の資金増加額は、業務活動・投資活動・財務活動のそれぞれによるキャッシュ・フローによる合算額△162 百万円であり、令和 3 事業年度からの残高 328 百万円を合算し、資金期末残高は 166 百万円となりました。

1.4 内部統制の運用に関する情報

のぞみの園は、役員（監事を除く。）の職務の執行が通則法、のぞみの園法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他独立行政法人の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項を業務方法書に定めておりますが、財務に係る主な項目とその実施状況は、以下のとおりです。

〈内部統制の運用（業務方法書第 8 条、第 20 条、第 21 条）〉

役員（監事を除く。）及び職員の職務の執行が関係法令に適合することを確保するための体制、その他独立行政法人の業務の適正を確保するための体制・整備等を目的として内部統制推進規程を整備しております。業務実施の障害となる要因（リスク）へ適切に対応するため、内部統制委員会を開催し、継続的にその見直しを図るものとしており、当事業年度においては、6 月、12 月、3 月に開催しています。

〈監事監査・内部監査（業務方法書第 24 条、第 25 条）〉

監事は、のぞみの園の業務及び会計に関する監査を行います。監査結果報告書を理事長に提出し、監査の結果、改善を要する事項があると認めるときは報告書に意見を付すことができます。

また、理事長は、のぞみの園の業務運営の合理化、諸規定の実施状況等に関する事項について、職員に命じ内部監査を行わせ、その結果に対する改善措置状況を理事長に報告することとなっており、当事業年度の財務に関する内部監査は、利用者の所持金の管理状況及び各部の出納員における現金管理状況について行いましたが、適正に実施されたことを確認しています。

〈入札及び契約に関する事項（業務方法書第 16 条）〉

入札及び契約に関し、監事及び外部有識者から構成される「契約監視委員会」の設置等を定めた内部規程等を整備することとしており、契約監視委員会の規定の他、のぞみの園調達等合理化計画に基づき調達等合理化検討会の設置等を行っています。

当事業年度においては、契約監視委員会を 6 月に、調達等合理化検討会を 10 月に、公正入札調査委員会を 3 月に開催しています。

〈予算の適正な配分（業務方法書第 27 条）〉

運営費交付金を原資とする予算の配分が適正に実施されることを確保するための体制の整備及び評価結果をのぞみの園内部の予算配分等に活用する仕組みとして、運営費交付金取扱基準を制定している他、役員等幹部に対し予算執行状況の報告を行うとともに、12 月の理事会において予算執行状況を踏まえた予算修正を行っています。

〈情報セキュリティ（業務方法書第 23 条）〉

政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群が令和 3 年 7 月に一部改正されたことを踏まえ、情報セキュリティポリシー等関係規程類を一部改正しました。また、新任職員への教育研修を 4 月、全職員を対象とした動画視聴による教育研修を 12 月に実施しました。内部監査は 10 月から実施し、内部統制委員会へ結果を報告するとともに内部監査結果報告書を法人ホームページに掲載しました。個人情報を取扱う業務委託先 6 社に、書面による調査をいたしました。情報セキュリティ委員会は、3 月に開催し、インシデント事案の報告、情報セキュリティに関する課題、次年度における情報セキュリティ対策推進計画策定について審議・検討を行いました。

1 5 法人の基本情報

（1）沿革

昭和 46 年 1 月 11 日 特殊法人心身障害者福祉協会の発足

昭和 46 年 4 月 1 日 国立コロニーのぞみの園の開所

平成 15 年 10 月 1 日 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園の発足

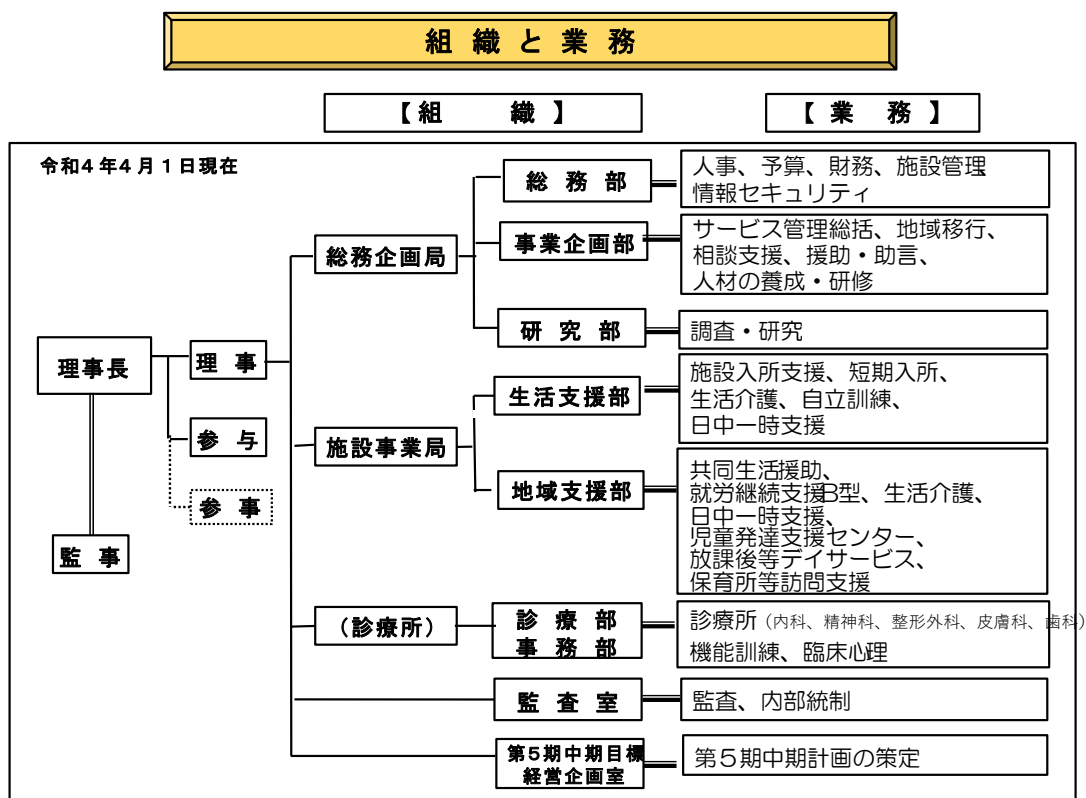
（2）設立に係る根拠法

独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成 14 年法律第 167 号）

（3）主務大臣

厚生労働大臣（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課施設管理室）

（4）組織図



(5) 事務所の所在地

本部：群馬県高崎市寺尾町 2120-2

支部：なし

(6) 主要な特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の状況

なし

(7) 主要な財務データの経年比較

(単位：百万円)

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
資産	13,899	14,993	14,867	14,657	14,574
負債	1,282	2,538	2,489	2,600	2,781
純資産	12,617	12,454	12,378	12,056	11,793
行政コスト	—	4,366	2,997	2,940	3,110
経常費用	3,145	2,934	2,797	2,751	2,921
経常収益	3,267	3,032	2,921	2,576	2,764
当期総損失	123	97	124	△175	△156

(注) 各金額は単位未満四捨五入のため、合計額と一致しないことがある。

(8) 翌事業年度の予算、収支計画及び資金計画

① 予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	1,231
国庫補助金収入	0
事業収入	1,543
受託収入	0
施設整備費補助金	0
計	2,774
支出	
役員及び管理部門職員に係る人件費	172
一般管理費	52
業務経費	2,551
施設運営業務経費	1,604
知的障害者自立支援等調査・研究業務	100
知的障害者支援関係職員等養成・研修業務	59
知的障害者支援関係施設援助・助言業務	17
附帯業務	770
障害福祉サービス業務	50
地域生活支援業務	211
診療業務	398
障害児通所支援業務	111
受託経費	0
施設整備費	0
計	2,774

(注) 各金額は単位未満四捨五入のため、合計額と一致しないことがある。

② 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	2,774
経常費用	2,774
役員及び管理部門職員に係る人件費	172
一般管理費	52
業務経費	2,551
施設運営業務経費	1,604
知的障害者自立支援等調査・研究業務	100
知的障害者支援関係職員等養成・研修業務	59
知的障害者支援関係施設援助・助言業務	17
附帯業務	770
障害福祉サービス業務	50
地域生活支援業務	211
診療業務	398
障害児通所支援業務	111
受託経費	0
施設整備費	0
減価償却費	0
その他費用	0
収入の部	2,774
運営費交付金	1,231
国庫補助金収入	22
事業収入	1,543
受託収入	0
施設整備費補助金	0
資産見返運営費交付金戻入	0
資産見返補助金等戻入	0
繰越欠損金	0
その他収入	0
純利益	0
目的積立金取崩額	0
総利益	0

(注) 各金額は単位未満四捨五入のため、合計額と一致しないことがある。

③ 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	2,774
業務活動による支出	2,774
投資活動による支出	0
財務活動による支出	0
次期中期目標期間への繰越金	0
資金収入	2,774
業務活動による収入	2,774
運営費交付金による収入	1,231
補助金等による収入	0
事業収入	1,543
受託収入	0
投資活動による収入	0
施設整備費による収入	0
前期中期目標の期間よりの繰越金	0

(注) 各金額は単位未満四捨五入のため、合計額と一致しないことがある。

詳細につきましては、年度計画をご覧ください。

16 参考情報

(1) 要約した財務諸表の科目の説明

① 貸借対照表

現金及び預金：現金、預金

その他（流動資産）：棚卸資産、介護給付費・訓練等給付費収入等の未収入金など

有形固定資産：建物、構築物、車両運搬具、土地など

無形固定資産：ソフトウェア、電話加入権

投資その他の資産：長期前払費用

未払金：物件費等の未払金など

その他（流動負債）：短期リース債務など

政府出資金：国からの出資金であり、独立行政法人の財産的基礎を構成

資本剰余金：国から交付された施設費などを財源として取得した資産で独立行政法人の財産的基礎を構成するもの

利益剰余金：独立行政法人の業務に関連して発生した剰余金の累計額

② 行政コスト計算書

損益計算書上の費用：損益計算書における経常費用、臨時損失、法人税、住民税及び事業税、法人税等調整額

その他行政コスト：政府出資金や国から交付された施設費等を財源として取得した資産の減少に対応する、独立行政法人の実質的な会計上の財産的基礎の減少の程度を表すもの

行政コスト：独立行政法人のアウトプットを産み出すために使用したフルコストの性格を有するとともに、独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコストの算定基礎を示す指標としての性格を有するもの

③ 損益計算書

業務費：独立行政法人の業務に要した費用

人件費：給与、賞与、退職手当、法定福利費等、独立行政法人の役職員等に要する経費

減価償却費：業務に要する固定資産の取得原価をその耐用年数にわたって費用として配分する経費

財務費用：利息の支払に要する経費

運営費交付金収益等：国からの運営費交付金及び国・地方公共団体等の補助金等のうち、当期の収益として認識した収益

事業収入等：介護給付費・訓練等給付費収入、診療収入などの収益

当期総損失：独立行政法人通則法第44条の利益処分の対象となる利益であって、独立行政法人の財務面の経営努力の算定基礎を示す指標としての性格を有するもの

④ 純資産変動計算書

当期末残高：貸借対照表の純資産の部に記載されている残高

⑤ キャッシュ・フロー計算書

業務活動によるキャッシュ・フロー：独立行政法人の通常の業務の実施に係る資金の状態を表し、サービスの提供等による収入、原材料、商品又はサービスの購入による支出、人件費支出等が該当

投資活動によるキャッシュ・フロー：将来に向けた運営基盤の確立のために行われる投資活動に係る資金の状態を表し、固定資産の取得等による支出

財務活動によるキャッシュ・フロー：増資等による資金の収入・支出、資金の調達及び返済、リース債務償還の支払などが該当

(2) その他公表資料等との関係の説明

のぞみの園では、ホームページ (<https://www.nozomi.go.jp>) を活用してのぞみの園のご案内や各種イベント等のほか、各業務を通じて得られた成果や情報を発信しています。



独立行政法人
国立重度知的障害者総合施設 のぞみの園

文字サイズ 小 中 大 [交通案内](#) [お問い合わせ](#)

[検索](#)

[法人概要](#) [総合施設](#) [調査・研究](#) [養成・研修](#) [援助・助言
講師派遣](#) [採用情報](#)



新着情報

[一覧を見る](#)

お知らせ	2023/05/08	ニュースレター第76号 特集「発達障害児・者への支援」(7.7MB)
お知らせ	2023/04/28	「胃カメラのご案内」「入院のご案内」を掲載しました
職員募集	2023/04/14	保育士等(非常勤職員)を募集しています(343KB)
職員募集	2023/04/14	保育士等(時間勤務職員(パート職員))を募集しています(387KB)
職員募集	2023/04/13	生活支援員(非常勤職員)を募集しています(342KB)
職員募集	2023/04/13	生活支援員(時間勤務職員(パート職員))を募集しています(326KB)
職員募集	2023/04/13	グループホーム宿直専門員(世話人)(パート職員)を募集しています(352KB)
職員募集	2023/03/03	「採用された職員の生の声」を掲載しました

[ニュースレター](#)[診療所](#)[れいんぼ〜](#)[施設マップ](#)[調査研究報告・テキスト](#)